

関東学院大学社会学部FD委員会規程

(2015年3月19日制定)

(設置)

第1条 社会学部がその教育研究上の目的に基づいて行う授業改善及び教育環境改善の活動を促進することを目的として、社会学部教授会規程第7条第1項の規定に基づき、社会学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Developmentの略称であって、社会学部における組織的な授業改善、教育改善の活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務主任
- (3) 学科長
- (4) 学部選出の高等教育研究・開発センター員
- (5) 学科選出の学部FD委員
- (6) 学部長が指名する者若干名

2 委員会に委員長を置く。委員長は学部長が委員の中から選出する。

(任期)

第4条 前条第1号から第4号までに掲げる委員の任期はその職の在任期間とする。第5号及び第6号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会は、高等教育研究・開発センターと適宜連携する。

(任務)

第6条 委員会は、社会学部における教育の質の向上を図り、次の各号に掲げる事項について審議し、適宜教務委員会及び教授会に報告又は提言を行う。

- (1) FDに係る学内外の情報収集に関する事項
- (2) 教員の授業改善への取り組みを促進することに関する事項
- (3) 授業評価をはじめとする学生の勉学実態、要望を把握することに関する事項
- (4) 学生に取得させようとする諸資格及び資格試験に関する事項
- (5) シラバスの検証に関する事項
- (6) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

第7条 委員会に書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2018年1月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年1月18日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月29日に改正し、2024年4月1日から施行する。